

平成27年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成27年3月20日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	11番	飯田正憲	君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊雄	君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副	市	長 久須美忍君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	橋 本 正 男 君
総 務 部 長	塩 畑 正 志 君
市 民 生 活 部 長	山 田 千 宏 君
福 祉 部 長	櫻 井 史 晃 君
保 健 衛 生 部 長	安 見 和 行 君
産 業 経 済 部 長	山 中 賢 一 君
都 市 建 設 部 長	竹 川 洋 一 君
上 下 水 道 部 長	藤 枝 泰 文 君
市 立 病 院 事 務 局 長	打 越 勝 利 君
教 育 次 長	園 部 孝 男 君
消 防 長	橋 本 泰 享 君
会 計 管 理 者	中 庭 要 一 君
笠 間 支 所 長	飯 村 茂 君
岩 間 支 所 長	海 老 沢 耕 市 君

---

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 上 節 子
議 会 事 務 局 次 長	飛 田 信 一
次 長 補 佐	渡 辺 光 司
係 長	瀧 本 新 一
議 会 事 務 局 主 幹	神 長 利 久

---

議 事 日 程 第 6 号

平成27年3月20日（金曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第27-1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願  
 請願第27-2号 高速道路通行料金値下げに関する請願書  
 陳情第27-3号 教科書採択の改善を求める陳情書
- 日程第3 議案第7号 笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員  
 の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第8号 笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 笠間市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 議案第21号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について
- 議案第22号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議案第23号 新市建設計画（第一回変更）について
- 議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第25号 工事請負契約の締結について  
（浄化センターともべ電気設備改修工事）

日程第4 議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算

- 議案第35号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第36号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第38号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第39号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第40号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第41号 平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第42号 平成27年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第43号 平成27年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 日程第5 委員会提出議案第3号 手話言語法制定を求める意見書
- 委員会提出議案第4号 高速道路通行料金値下げに関する意見書

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第27-1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
- 請願第27-2号 高速道路通行料金値下げに関する請願書
- 陳情第27-3号 教科書採択の改善を求める陳情書
- 日程第3 議案第7号 笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員  
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関  
する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条  
例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 議案第12号 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 議案第14号 笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例について

- 議案第15号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 笠間市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 議案第21号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について
- 議案第22号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議案第23号 新市建設計画（第一回変更）について
- 議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第25号 工事請負契約の締結について  
（浄化センターともべ電気設備改修工事）
- 日程第4 議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算
- 議案第35号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第36号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第38号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第39号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第40号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第41号 平成27年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第42号 平成27年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第43号 平成27年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 日程第5 委員会提出議案第3号 手話言語法制定を求める意見書
- 委員会提出議案第4号 高速道路通行料金値下げに関する意見書

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は17番の大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

---

### 議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

ここで、教育次長より発言の申し入れがありますので、許可いたします。

教育次長園部孝男君。

〔教育次長 園部孝男君登壇〕

○教育次長（園部孝男君） 18日の一般質問で、菅井議員に対する私の答弁の中で、笠間中学校に統合による教職員の加配数でございますけれども、ゼロと申し上げましたが、1名配置を予定しておりますので、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（藤枝 浩君） 議員の皆さん、よろしく申し上げます。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番石井 栄君、4番小松崎 均君を指名いたします。

---

請願第27-1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

請願第27-2号 高速道路通行料金値下げに関する請願書

陳情第27-2号 教科書の採択の改善を求める陳情書

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、請願第27-1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願、及び請願第27-2号 高速道路通行料金値下げに関する請願書、並びに陳情第27-2号 教科書の採択の改善を求める陳情書についての3件を一括議題といたします。

まず、付託委員会の教育福祉委員会委員長及び総務産業委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告願います。

初めに、教育福祉委員会委員長畑岡洋二君。

ここで、大貫議員が着席いたしました。

畑岡君、どうぞ。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長（畑岡洋二君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました請願及び陳情につきまして、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は、3月6日に委員会を開催し、審査を行いました。

請願第27-1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願につきましては、願意妥当と認め、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

また、陳情第27-2号 教科書の採択の改善を求める陳情書については、審査の結果、全会一致により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました請願及び陳情の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、総務産業委員会委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員長（飯田正憲君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託されました請願について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は3月6日、付託を受けた請願第27-2号 高速道路通行料金値下げに関する請願書についての審査を行いました。審査の結果、当請願書については、願意を妥当と認め、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上が、総務産業委員会に付託になりました請願の審査結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わりにいたします。

これより、1件ごとに採決いたします。

初めに、請願第27-1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第27-2号 高速道路通行料金値下げに関する請願書について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情27-2号 教科書の採択の改善を求める陳情書についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は、委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり不採択することに決定いたしました。

---

議案第 7号 笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 10号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 11号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 12号 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例について



- 議案第13号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 笠間市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 議案第21号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について
- 議案第22号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
- 議案第23号 新市建設計画（第一回変更）について
- 議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第25号 工事請負契約の締結について（浄化センターともべ電気設備改修工事）

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、議案第7号 笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ないし議案第25号 工事請負契約の締結について（浄化センターともべ電気設備改修工事）の19件を一括議題といたします。

これより各常任委員会の委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長よりご報告願います。

委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員長（飯田正憲君） 今期市議会定例会において総務産業委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は3月6日、執行部より関係部課長等の出席を求め、付託議案9件の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑・意見等を申し上げます。

議案第7号 笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、改正で増額となる人件費についての質疑・意見等がありました。

議案第8号 笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、農業公社の事務所や執行体制等についての質疑・意見等がありました。

議案第23号 新市建設計画（第一回変更）については、変更のメリットや合併特例債活用の可能性などについての質疑・意見等がありました。

なお、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第20号、及び議案第24号については、質疑・意見等はありませんでした。

審査の結果、付託になりましたすべての議案を全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長（畑岡洋二君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は3月6日に執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました福祉部及び教育委員会所管の議案9件について審査を行いました。

審査の過程での主な質疑・意見についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第13号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例については、放課後児童クラブの委託先がかわった場合のスタッフの継続性について、また、小学校と放課後児童クラブとの連携状況について。

議案第14号 笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、保育所定員の増加による今後の待機児童の推移について。

議案第15号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、本条例中の第42条及び第58条に市独自のサービスを組み込んだ経緯と理由について。

議案第18号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険料を現行のままとした場合の市の負担はどのくらいになるか。

議案第19号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例については、市立、私立とも保護者負担の低減に主眼をおいた方向性とすべきではないか。

議案第21号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例については、現状の地域包括支援センターにおける人員配置状況と今後の人員確保についてなどの意見や質疑がありました。

なお、議案第16号、議案第22号については、質疑・意見はありませんでした。

審査の結果、当委員会に付託された議案のうち、議案第18号及び議案第19号は賛成多数、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第21号 及び議案第22号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長西山 猛君。

〔建設土木委員長 西山 猛君登壇〕

○建設土木委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過及び結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、去る3月6日午前10時より、執行部から関係部課長の出席を求め、当委員会に付託になりました議案第25号 工事請負契約の締結について（浄化センターともベ電気設備改修工事）の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑・意見及び審査結果についてご報告申し上げます。

一つに、一般競争入札において、入札参加業者が1社であっても、入札が成立する根拠についての質疑に対し、一般競争入札は工事概要や参加資格を公告して明らかにしており、資格のある者は誰でも参加できていることになっているので、参加機会は確保されていると考えられる。このことから、入札参加業者が一者であっても競争性は確保されているという地方自治制度の解釈が示されているので、今回の入札は有効であるとの判断がなされました。

次に、予定価格は事前公表なのか、事後公表なのか、また募集方法についての質疑に対し、予定価格は事後公表であり、募集方法はホームページの掲載及び新聞2社で広報しているとの答弁がありました。

委員からは、予定価格の事後公表を実施している自治体は少ない。事前公表に誰もが参加できる仕組みを構築すべきであり、入札制度に反映していただきたいとの要望が出されました。

審査の結果、当委員会に付託になりました議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

3番石井 栄君。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番日本共産党の石井 栄です。

議案第18号、19号に対する反対討論を行います。

議案第18号は笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてです。

議案提案の理由は、「第6期介護保険事業策定に伴い、介護保険料の改定を行うため、所要の改定をするものであります」と記されており、第6期介護保険料の改定については、「第6期高齢者福祉計画介護福祉計画を策定し、その中で笠間市の介護保険特別会計が適正に運営できる保険料を定めるものです」とあります。その中で、地域全体で高齢者を見守り、高齢者が安心して暮らしていけるための体制として、地域包括ケアシステムの整備に取り組むなど積極的な内容がありますが、国の制度変更に伴い、要介護1・2の区分の人は基本的に特別養護老人ホームへの入所が困難になるなど、制度上の問題が含まれています。

また、その事業を進めるための費用として、介護保険料を1段階から10段階まで全ての階層で400円から2,320円の月額の上昇を行う計画です。基準の6段階では4,400円から5,200円に、月当たり800円、年間で9,600円引き上げる計画になっています。

被保険者の介護保険料の大幅な値上げは、利用者の経済的な負担をふやし、介護保険の利用を困難にします。一般会計及び基金から約2億円の繰り入れを行うことにより、被保険者の費用負担を軽減することができると考えますが、市執行部では値上げの方針を変えず、このまま成立させようとしていますので、議案第18号の成立には反対いたします。

次、議案第19号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について反対します。

本案は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、公立幼稚園の保育料の変更及び認定こども園への円滑な移行のため所要の改正をするものとの理由で、笠間市立幼稚園保育料等徴収条例（平成24年笠間市条例第31号）の一部を改めるものです。

内容は、階層区分①はゼロ円のまま、階層区分②は3,833円を1,000円に引き下げるものの、階層区分③は5,500円から7,000円に1.27倍、階層区分④は5,500円から1万1,500円に

2.09倍に、階層区分⑤では5,500円から1万7,000円と実に3.09倍にそれぞれ引き上げるものです。

値上げ世帯の割合は、2013年度（平成25年度）の統計で見ますと、実に90.4%にも及びます。保育料の減免制度により負担軽減措置があり、2人目の子どもの保育料は2分の1になりますが、階層区分④⑤の家庭では減免制度を利用しても現行保育料金よりも高くなります。全体として大幅な保育料値上げであり、保護者負担は大きくふえ、幼児教育という公教育の充実に反する事態が進むこととなります。

政府は幼児教育の段階的無償化という方針を掲げ、文科省の予算でも400億円余の予算を計上していますが、国の不十分な予算措置により、保育料の保護者負担を引き下げようとすると地方自治体の負担が多くなる仕組みになっています。国の責任で負担軽減をすることが必要ですが、現状でも市が追加費用として約1,100万円の予算を支出すれば、値上げをせずに保護者負担を軽減することができます。

2015年度（平成27年度）施政方針では、『「人・街・モノづくり」の3点を重点課題とする将来の笠間市を担う人材の育成と確保は本市が成長していく上で欠かせません』としています。議案18、19号はこの施政方針にも反する内容です。市としてできることを行い、保護者負担を軽減することが大切ですが、市執行部は大幅値上げの方針は変更せずこの議案19号を成立させようという方針ですので、この議案19号の成立には反対いたします。

以上、議案18号、19号に反対の意見を表明して私の反対討論といたします。

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第7号 笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 異議がありますので、この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決することにご

賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

賛成多数であります。よって本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 笠間市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 新市建設計画（第一回変更）についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決すること



にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 工事請負契約の締結について（浄化センターともべ電気設備改修工事）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算

議案第35号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第36号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第38号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第39号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計予算

議案第40号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第41号 平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算

議案第42号 平成27年度笠間市立病院事業会計予算

議案第43号 平成27年度笠間市水道事業会計予算

議案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算

○議長（藤枝 浩君） 日程第4、議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算、ないし議案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

予算特別委員会委員長から審査の経過と結果についてご報告願います。

委員長大関久義君。

〔予算特別委員長 大関久義君登壇〕

○予算特別委員長（大関久義君） 今期市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は3月9日、10日、12日の3日間にわたり、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。審査は、当委員会に付託されました平成27年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算11件であります。

審査の方法は部単位に行い、それぞれの課ごとに説明を受け、審査いたしました。

審査過程で出された主な質疑・意見等を申し上げます。

まず、議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算においては、市長公室所管では、デマンド交通の利用状況と試験運行の実施内容について、また、路線バス補助金の増額理由と補助金に対する今後の考え方など。

総務部所管では、原子力地域振興事業費補助金の算出根拠と充当される事業について、財政調整基金繰入金が増額された主な要因など。

市民生活部所管では、ふるさとづくり寄附金業務委託によって見込む寄附金額とその特典について、地域交流センター建設費及び設計費等の詳細な内訳について、笠間水戸環境組合ごみ焼却施設の耐用年数と将来の焼却施設のビジョンについて、また、指定ごみ袋への有料広告掲載についてなど。

福祉部所管では、いこいの家はなさかの指定管理における担当課の適切なフォローについて、笠間こども園建設工事費の内訳と財源、また、同規模の民間保育園等との建設費の比較についてなど。

保健衛生部所管では、マル福（医療福祉費助成）における所得制限を撤廃した場合の市財政への影響額と実施した場合の国等からのペナルティーの有無について、また、かさま健康ダイヤル24の相談件数など。

産業経済部所管では、笠間市農業公社設立の目的と今後の農業政策の考え方、年々拡大するイノシシ被害への対策強化、林業担い手育成強化対策事業補助金の対象者数と笠間市の林業に対する考え方など。

都市建設部所管では、芸術の森公園及び愛宕山周辺整備事業における排水整備工事費の整備箇所ついてなどの質疑のほか、建設土木委員会委員長より予算特別委員長あてに、まちづくり推進課が所管する笠間稲荷門前通り整備や笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業など、地域観光基盤強化促進事業と位置づけできる一大プロジェクトについて、その計画性と現在の市政全般を総合的に検証したとき、事業の必要性に疑問が生ずるところであり、予算編成権を持つ執行部に対し、前述した事業計画の見直しを早急に行うべきであることを提唱いただき、審議事項の中で当該事業の明確な説明責任と事業計画の再検討を求め、その上で最大限に議決権を行使いただきたい旨の要望書が提出されました。この要望書を

踏まえ、旧井筒屋周辺整備の全体計画や旧井筒屋本館の今後の利活用の方向性などについての質疑・意見がありました。

教育委員会所管では、笠間地区小中学校統合に係る予算額、児童生徒の心のケアに対する具体的な取り組みとその予算、笠間公民館の改修費用と改築した場合の費用の比較について、また、友部図書館用地の賃貸借については早急に解決すべきであるなどの意見・質疑がありました。

消防本部所管では、消防団員の確保のための待遇改善に努めるべき、また、常備消防の充足率や救急等の出動件数について。

そのほか、農業委員会では、法改正に伴う農業委員会制度の変更点について。

会計課では、収納事務委託料の内容について質疑・意見がありました。

次に、議案第35号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算では保険財政共同安定化事業拠出金の内容等について。

議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計予算では、介護保険料を値上げしない場合、どのくらいの減収になり、国県の負担はどう変わるのかについて質疑がありました。

議案第39号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計予算では、公共下水道の普及率と接続率、那珂久慈汚泥焼却炉施設維持管理費負担金における協定内容と民間施設での汚泥処理コストの検討について、また、湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金が前年度に比較して減額した理由について。

議案第42号 平成27年度笠間市立病院事業会計予算では、茨城県立中央病院との人事交流の内容と新病院建設の概要と新築後の病院跡地の利用計画などについて。

議案第43号 平成27年度笠間市水道事業会計予算では放射性物質検査手数料の減額理由について。

議案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算では、進出が予定されている企業（ペットボトル製造）による地下水くみ上げの影響と規制の考えなどの質疑・意見がありました。

なお、議案第36号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算、議案第38号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算、議案第40号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算、議案第41号 平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算についての質疑・意見はありませんでした。

以上、3日間にわたり、執行部との間で活発な質疑応答が交わされました。最終日の3月12日に討論を行い、討論では、横倉委員、石井委員から、議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算について反対の討論がありました。

採決に当たり、大貫委員ほか5名の委員から、新年度一般会計予算に対する修正要望書とともに、再度所管委員会での十分な説明がなされるまで、予算特別委員会の採決を延ばしていただきたい旨の提案が出されました。直ちに、この件について当委員会において諮

った結果、討論は終結され、議論も十分尽くされていることから、速やかに採決に入ることに決しました。

採決の結果、当委員会に付託された、議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算、議案第35号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算、議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計予算、議案第38号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算の4件につきましては、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算、及び議案第39号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計予算、ないし議案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算の7件につきましては、全会一致により原案は可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の経過並びに結果であります

議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして委員長報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

初めに、16番横倉さん君。

[16番 横倉さん君登壇]

○16番（横倉さん君） 16番日本共産党の横倉さんです。

議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算、議案第35号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算、議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計予算に、反対の立場で討論を行います。

所得の低い人ほど重い負担となる消費税。国民の反対をよそに昨年の4月に5%から8%と増税になりました。一般会計予算の中でも地方消費税交付金は昨年に比べ、2億7,825万7,000円ふえておりますが、その一方で、地方交付税は3億5,970万円減額になっております。消費税増税に当たり、政府は消費税は全て社会保障の充実のために充てると言ってきましたが、保育料等の値上げも含め、27年度予算にはそうになっていません。消費税増税予算には反対です。

常勤として採用し、正職員とすべき職員が非正規職員にかえられています。保育所の職員の3分の2は非正規職員であります。子どもの健やかな成長を担う仕事に就きながら、勤続年数が長くなっても年収は200万円以下であり、正職員との格差は広がり深刻です。男女共同参画を掲げる女性の地位の向上に取り組む市の施策と相入れないのではないのでしょうか。しっかり市としての責任を果たすべきです。

要望の強い中学生までの医療費の所得制限をなくし、無料化に踏み切るべきです。あと

3,100万円あればできるのです。どの子にも等しく医療費の助成を行うことは、子育て支援の大きな柱となるものです。

また、小中学校の普通教室にエアコンの設置は、子どもたち、保護者、先生たちの願いです。気候変動が進んでいます。30度を超える日も多くなっています。35度Cを超える日もあります。教育環境を整え、授業に集中させるようにする必要があります。市の負担は約3億円弱です。3年計画で行えば年間1億円で済みます。

地域の活性化のため、経済効果が高く、全国の自治体の3分の1以上が実施に取り組んでいる住宅リフォーム助成制度に取り組むべきではないでしょうか。

企業誘致には今年度1億円計上されています。地元業者への取り組みの強化をあわせて図るべきではないでしょうか。

人権問題は大切なものですが、同和行政として一部の団体への補助金の支給はやめるべきです。

また、原発事故への取り組みは必要です。避難計画などへの予算が余り組まれてないのではないのでしょうか。

予算編成の基本的考えとしてまちづくりは人づくりと言っています。世界で活躍できる人と地域を支える人づくりを掲げている点から見ても、人材育成、地域の文化の拠点といえる3館の図書館の充実が必要です。図書館購入費が少な過ぎます。

財政が厳しい状況であれば、一層財政調整基金、何にでも使えるお金の有効活用を図り、市民の暮らし、福祉を充実すべきであります。

国保会計についても国保財政はもともと脆弱であります。そのため公的健康保険の中で唯一社会保障として位置づけられています。そのため国がしっかり責任を果たす必要がありますが、政府は市町村国保の総収入に占める割合を1984年の50%から2012年では23%まで減ってきています。その結果、加入者は高い国保税となってきました。40歳専業主婦、16歳未満子ども2人、4人家族では、年所得200万円で39万円の国保税になっています。笠間市でも、今回国保加入者の約1万3,300世帯の18.1%が滞納世帯になっています。笠間市の国保の総収入に占める国庫支出の割合は昨年は25.8%でした。今年の予算を見れば、25.1%と4.3%も下がっています。また、国保税負担緩和繰入金も昨年度の8,000万円から3,000万円に減っています。今やるべきことは高すぎる国保税を払える国保税に引き下げるべきではないでしょうか。そのために、ここでも財政調整基金の活用で1世帯1万円の引き下げを行ったとしても、1億3,000万あればできるのです。取り組むべきではないでしょうか。また、憲法25条の立場に立って、滞納世帯の資格証明書や短期保険証の発行はやめるべきです。

介護保険については、安心して老後を過ごしたい、これは国民の共通の願いです。政府は社会保障のため、福祉の充実のためと称し、消費税増税を強行しました。ところが、一層の社会保障の負担増と給付減が並んでいます。介護保険事業者への介護報酬の引き下げ

はやめるべきです。一定の所得のある人の介護サービスの2割負担や特養老人ホーム入所の原則介護度3以上、また、減免制度の削減、そして介護保険料の基準額月額4,400円から5,200円への値上げがされています。これはやめるべきですが、そうになっていません。

高齢者は減り続ける年金、消費税増税に加え、アベノミクスによる物価高、そして医療費の窓口負担の1割から3割には、どうして、もうこれ以上やりくりは限界という、そういう悲鳴が上がっています。老人福祉法の立場から、市の責務として年間2万円の値上げをせず、保険料の値上げ分2億円の不足分を財政調整基金から、現在見込高として65億1,242万円ある、これを繰り入れ、一般会計などの繰り入れをすべきではないでしょうか。

高齢化が進む中、この介護保険は給付がふえれば負担が比例して高くなっていく仕組みです。介護保険料の負担割合を抜本的に変える必要があります。現在、国の負担25%から35%にするよう、市として国に働きかけていただきたいと思います。膨れ上がる軍事費5兆円、大もうけの大企業の法人税減税に2年間で1.6兆円もつぎ込むということです。お金の使い方を少し変えればできないわけではありません。国民の暮らし第一に予算を執行していただきたいと思います。

以上の点から、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、討論を終わります。

○議長（藤枝 浩君） ここで11時10分まで休憩といたします。

午前11時02分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を開きます。

次に、2番村上寿之君。

〔2番 村上寿之君登壇〕

○2番（村上寿之君） 2番村上です。市政会を代表して、議案第34号 平成27年度一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

平成27年度一般会計予算の歳入は緩やかな景気回復の中で個人市民税の増が見込まれるものの、固定資産税やたばこ税の減などにより税収全体としては減収となっています。また、国からの地方交付税も前年度比マイナス0.8%、震災復興特別交付税も減額となることと大きく減少すると見込まれています。

一方、歳出の方は、事務的経費である社会保障関連経費の増大が見込まれ、投資的経費に充当すべき財源を圧迫しています。

こうした厳しい現状にありながらも、事務事業経費の見直し、国や県からの補助金制度の積極的活用、市債の借り入れも臨時財政対策債や地方交付税算入率の高い合併特例債、緊急防災減災事業債に限っての借り入れ等々、財源確保に努力されています。

歳出も「人・街・モノづくり」の3点を重点課題として位置づけ、とりわけ、認定こども園の整備、子育て支援制度改正の対応など、子育て支援に積極的に取り組む内容になっ

ています。また、合併10周年の事業も盛り込まれており、限られた財源を有効に活用した予算になっていると言えるのではないのでしょうか。

一般質問や討論の中で、財政調整基金を取り崩して幼稚園・保育料に充当したり、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計の法定外繰り入れをふやし、国民健康保険税や介護保険料の値下げに充てたりするべきの意見が出されています。

そもそも、財政調整基金とは笠間市財政調整基金条例に基づいて積み立てられているものであります。その条例の第6条には、次のいずれかに該当する場合に限り基金の全部または一部を処分することができるかと書かれています。次のいずれかとは、（1）経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。（2）災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。（3）大規模な施設の増設及び改造のための経費に充てるとき。（4）緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費に充てるとき。（5）償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。（6）その他、市長が市財政の運営上特に必要と認める財源に充てるときと定められています。簡単に言えば、緊急の場合に取り崩して使うのが財政調整基金であります。この条例からして、保育料や国民健康保険税、介護保険料に充てるとするのは、この基金の使い道としてはふさわしくないのでしょうか。

合併以降の笠間市の財政調整基金を見ると、標準財政規模の12から13%を維持してきました。ところが、東日本大震災による災害復興特別交付税が交付されたことにより、平成22年度から25年度にかけて財政調整基金はふえてきました。平成26年度決算見込みで残高は65億円となり、平成27年度予算では8億3,000万円取り崩すことになっているので、約57億円になります。震災復興特別交付税は年々減らされています。減らされていますから、これ以上財政調整基金がふえることはあり得ませんが、震災前に比べると約30億円近く増額しているのが現状です。

一方、笠間市は合併10周年を迎えるわけですから、地方交付税の合併算定替がなくなり、一本算定になります。国により激変緩和措置が図られますが、それでも平成28年度から32年度の5年間で約21億円、さらに5年間で約26億円、合わせて約47億円もの地方交付税交付金が減らされています。その際にこそ、財政調整基金の30億円を切り崩しながら財政運営の効率性をより高めていかなければなりません。積立額が多いからと今取り崩して使ってしまったら、いずれ笠間市の財政は立ちいかなくなってしまいます。

議会としても財政を単年度の収支だけで見るとはならず、5年後あるいは10年後を見据えて財政を見る視点、財政現状を分析する姿勢が問われるのではないのでしょうか。

以上の理由から、議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算に賛成いたします。

最後に、議員各位におかれましても何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第34号 平成27年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成27年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって本件は委員長の報告のとおり可決さ



れました。

次に、議案第39号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成27年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成27年度笠間市水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、お諮りいたします。

教育福祉委員会委員長及び総務産業委員会委員長から議案が提出されております。この際、日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 2 5 分休憩

---

午前 1 1 時 2 6 分再開

---

委員会提出議案第 3 号 手話言語法制定を求める意見書

委員会提出議案第 4 号 高速道路通行料金値下げに関する意見書

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5、委員会提出議案第 3 号 手話言語法制定を求める意見書及び委員会提出議案第 4 号 高速道路通行料金値下げに関する意見書の 2 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

初めに、教育福祉委員会委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長（畑岡洋二君） 委員会提出議案第 3 号 手話言語法制定を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

平成 23 年 8 月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められております。また、同法第 22 条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えことから、地方自治法第 99 条の規定により国等へ意見書を提出するものです。

以上、会議規則第 14 条第 2 項の規定により教育福祉委員会から提案いたします。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げて説明いたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、総務産業委員会委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員長（飯田正憲君） 委員会提出議案第4号 高速道路通行料金値下げに関する意見書についての提案理由を申し上げます。

都市部と地方を結ぶ高速道路はいわば経済の血管とも言え、地域経済にとって重要な役割を担っております。その通行料金を割引・値下げすることにより都市と地方の人やモノの流れがさらに促進され、地域経済の活性化と再生につながるものと考えています。

また、笠間市においても常磐自動車道と北関東自動車道の2本の高速道路が市内を通り、高速道路料金の値下げにより観光や産業の両面においてさらなる交流の促進と消費の拡大が図られ、地域経済への効果が大いに期待されるものであります。よって地域経済の活性化と再生につながる高速道路料金の値下げ及び各種割引の拡充を、地方自治法第99条の規定により国などへ意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により総務産業委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

本件は会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、委員会提出議案第3号 手話言語法制定を求める意見書を採択いたします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第4号 高速道路通行料金値下げに関する意見書を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 閉会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議も全て終了いたしました。

これにて平成27年第1回市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、直ちに全員協議会を開きますので、議員並びに執行部は全員協議会室にお集まりいただきたいと思ひます。

午前11時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 石 井 栄

署 名 議 員 小松崎 均